

よくある指摘と対応のコツ

～許容応力度計算（住宅）編～

令和7年度2月



一般財団法人

宮城県建築住宅センター

目次

1. 令和7年度法改正後の建築確認審査の変化
2. 確認構造審査 木造ルート1における多い質疑について
3. お知らせ

1. 令和7年度法改正後の建築確認審査の変化

○令和7年度法改正後の建築確認審査の変化

1) 確認済証交付にあたり、省エネ基準の審査が必要
→ 省エネ仕様規定、省エネ適判、住宅性能評価及び長期優良構造等の取得が必須

2) 耐震等級2, 3を取得
→ 建築確認と同時に住宅性能評価及び長期優良構造等のいずれかの取得が増加
→ それに伴い、**特定木造建築物の許容応力度計算**が増加

3) 木造2階建及び平屋で200㎡～300㎡の物件（「**特定木造建築物**」という。）
・ 建築士の特例解除によって構造図書添付が必要
→ 仕様規定の壁量計算又は構造図、許容応力度計算の添付が必要
→ **特定木造建築物**は、仕様規定の壁量計算や許容応力度計算が必要

○令和7年度法改正後の建築確認構造審査の変化

木造2階建及び平屋で200㎡～300㎡物件(特定木造建築物)は、建築士の特例解除によって構造図書の添付が必要になった。
→仕様規定の壁量計算又は構造図・許容応力度計算の添付が必要になった。

確認構造審査の令和7年度上半期の状況(出展:宮城県建築住宅センター)

構造計算区分	令和6年度上半期との比較
木造ルート1	308.8%
RC造・S造 ルート1	58.6%
ルート2	78.6%
ルート3	120.0%
評価・長期・フラット35の許容応力度計算	153.7%
合計	188.4%

○確認申請構造審査のうち約60%が特定木造建築物をルート1(許容応力度計算)で申請された図書になっている。

2. 確認構造審査 木造（住宅）ルート1におけるよくある質疑について

○確認構造審査 木造(住宅)ルート1審査におけるよくある質疑

- (1) 安全証明書の添付なし、安全証明書と確認申請書の不整合
- (2) 構造図書の添付漏れ、建築士氏名・番号の記載漏れ
- (3) 地盤調査報告書の添付漏れ
- (4) 屋根ふき材等の引抜強度の根拠なし
- (5) 構造図書となる建築設備の特記仕様添付漏れ
- (6) 軸組図の添付漏れ
- (7) 上部木造金物図と基礎伏図の不整合(アンカー記載漏れなど)
- (8) 柱の有効細長比の記載漏れ
- (9) 告示仕様がない耐力壁、金物等の引張強度の根拠、認定書添付なし
- (10) 壁倍率7倍を超えた時の対応図書なし

○確認構造審査 多い質疑

(1)安全証明書の添付なし、安全証明書と確認申請書の不整合

(1)安全証明書

ルート1で構造計算した場合は、構造計算書に安全証明書の添付が必要。

構造設計一級建築士であれば添付不要ではない

○構造設計一級建築士関与とは 【建築士法第20条の2】

- ・一級建築士関与が必要な規模で構造計算方法が
大臣認定、保有水平耐力計算、限界耐力計算、ルート2に掲げる建築物

一級建築士関与が必要な規模 【建築士法第3条】

木造: 高さ16mを超えるもの又は地上階数4以上

非木造: 延べ面積300㎡超え、高さ16m超え又は地上階数4以上

全ての構造: 延べ面積が1000㎡を超え、かつ、2階建以上の建築物

○安全証明書と確認申請書の不整合

建築場所、各面積、各高さ、構造計算区分等は**確認申請書第6面と一致させる**

○確認構造審査 多い質疑

(2) 構造図書の添付漏れ、構造図への建築士氏名・番号の記載漏れ

○事 例

- ・木造の構造設計は、木造部分(プレカット、金物メーカー等)、基礎部分、地盤改良など分業で行っているケースが多い。
- ・設計者が分業になり、構造図書がそれぞれバラバラになっている。
- ・地盤改良がある場合などは、計算書に見積図しかなく図面の添付がない物件
- ・地盤改良がある場合における、改良杭配置図に建築士の氏名や番号の記載漏れ

○確認構造審査 多い質疑

(3)地盤調査報告書の添付漏れ

○事 例

- ・木造建築物の基礎は、べた基礎が多く、地盤長期許容支持力が 20kN/m^2 【2階建】
～ 30kN/m^2 【3階建】

- ・地盤の許容支持力計算の審査に地盤調査報告書が必要。

- ・地盤調査は、スクリーウエイト貫入試験調査が大多数
自沈層がある場合は、沈下計算を実施して、構造耐力上主要な部分に損傷や不同沈下が起きないことの確認が必要

【令第38条 → 平13国交告第1113号第2】

- ・SW貫入試験で国交告第1113号第2の条件に該当する沈下層が確認できた場合は、沈下計算又は、地盤改良等が必要であることを、申請担当者へ伝達の上対応が必要。

○確認構造審査 多い質疑

(4) 屋根ふき材等の引抜強度の根拠がない

○事 例

- ・屋根ふき材用の風圧力計算は、木造専用の電算で行える。
- ・その風圧力に対する検討がなく、許容耐力の数値のみ記載で根拠がない。
根拠の添付が必要(メーカー資料等)

(5) 構造図書となる建築設備の特記仕様の添付

○事 例

- ・令129条2の3について、構造図の構造特記仕様書等に記載するか、当センターHPで公開している特記仕様書等を添付する必要がある。

【法第20条 → 令129条2の3】

○確認構造審査 多い質疑

(6)軸組図の添付漏れ

○事 例

- ・基準法施行規則第1条の3 表2 法20条の規定が適用される建築物
2面以上の軸組図添付が必要

(7)木造金物伏図と基礎伏図の不整合(HDアンカーボルト記載漏れなど)

○事 例

- ・上部構造の構造図作成と基礎部分の作成者が異なることがあるため、
記載忘れや整合が図れていない
- ・M16のホールダウンアンカー(HD)に告示以外の高強度アンカーを使用する場合、
その仕様が明確になっていない(定着長や引抜き強度の根拠不明)

○確認構造審査 多い質疑

(8) 柱の有効細長比の記載漏れ

○事 例

- ・基準法施行規則第1条の3 表2 法20条の規定が適用される建築物
明示すべき事項にあるため

(9) 告示仕様でない耐力壁、金物等の引張強度の根拠、認定書添付なし

○事 例

- ・告示に記載のある壁倍率や金物引張強度ではなく、大臣認定の壁倍率を用いる場合又は、Z認定金物以外のメーカー仕様の引付金物などを用いる場合は、その引張強度の根拠となる書面を添付する必要がある。
- ・電算にメーカー仕様の引張強度を入力する場合は、その根拠を添付する必要がある。
- ・ホールダウンに高耐力アンカーボルトなど用いる場合は、その引張強度を保証する認定書の添付が必要など。

○確認構造審査 多い質疑

(10) 壁倍率7倍を超えた時の対応図書なし

- ・高壁倍率の耐力壁(壁倍率7倍超)の場合は、壁倍率を7倍に低減して構造計算するだけで済まない。
- ・壁倍率7倍を超えた場合は、壁量が必要壁量以上あることの確認が免除できない

「令和6年6月27日 国住指 第147号「建築基準法施行令の一部を改正する政令及び構造関係告示の改正について」 第4第2号」

(2) 高い耐力を有する軸組の倍率の上限の見直し(告示第1100号第2・附則関係) - 抄 -

改正前の規定では倍率の上限を5倍としているところ、上限を引き上げ、軸組を併用した場合の倍率を最大7倍とした。大臣認定を取得する軸組については倍率の上限を定めていないが、構造計算により建築物の構造安全性を検証する場合を除き、当面は上限を7倍として運用することとしている。

— 中略 —

実態上の倍率が7倍を超える軸組※について、改正後の告示第1100号第4に規定する四分割法又は令第82条の6第2号ロに規定する偏心率の計算においては、当該軸組の倍率を7倍及び実態上の倍率の両方を用いていずれも基準を満たすことを確認する必要がある。また、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)に規定する軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口の検証においては、実態上の倍率のみを用いて検証を行う必要がある。大臣認定を受けた軸組については、認定書にこれらの検証に当たった条件が記載されることに留意されたい。

※ 軸組を併用して倍率が7倍を超える場合(4倍の壁を2枚使用して8倍となる場合)や、大臣認定において倍率が7倍を超えている場合など

3.お知らせ

○お知らせ

仕様表（当センター様式）の公開

当センターHP>各種ダウンロード>確認申請関係

仕様表		選択項目	入力が完了しました	設計者・資格番号	〇〇	
仕様表		記入が必要な項目		設計事務所	〇〇事務所	
仕様表				物件名称	〇〇様邸	
仕様表が複数ある場合、必要最小限の仕様を以下の記載 単位:特記なき限り(mm)						
項目	小項目	適否	仕様	備考	備考	
建築材料 (法第37条)	基礎コンクリート	<input checked="" type="checkbox"/>	JIS適合	Fc21N/ml以上 スラップ18cm以下		
	基礎鉄筋	<input checked="" type="checkbox"/>	JIS適合	SD295(D13,16)		
令第2章 第2節 (居室の天井の 高さ、床の高さ 及び防湿方法)	居室の床高(令第21条)	<input checked="" type="checkbox"/>	天井高で2,100以上	当該箇面に記載		
	防湿方法(令第22条)	<input checked="" type="checkbox"/>	地面一床上面まで450以上			
		<input checked="" type="checkbox"/>	基礎パッキン工法	各規定について当該箇面に記載		
		<input type="checkbox"/>	床下をコンクリート等で覆う			
令第3章 第2節 (構造部材等)	構造部材の耐久(令第37条)	<input checked="" type="checkbox"/>	腐食、腐朽、摩損等防止措置を行った材料を使用			
	基礎関係(令第38条)	<input checked="" type="checkbox"/>	調査済	地盤調査報告書添付(改良工事該当時は箇面含む)		
		<input checked="" type="checkbox"/>	実測値 備考、別紙で説明			
	基礎の種類	<input checked="" type="checkbox"/>	ベタ基礎	設計地耐力(20KN/ml以上)	人通り補強は各所で適切に施工	
		<input checked="" type="checkbox"/>	布基礎	設計地耐力(30KN/ml以上)		
	基礎方法	<input checked="" type="checkbox"/>	各方法にて適切に行う	フック、ユニット鉄筋、構造計算等による繋結		
	基礎の造形の位置	<input checked="" type="checkbox"/>	当該箇面に記載			
	屋根ふき材等の固定方法(令第39条)	<input checked="" type="checkbox"/>	瓦屋根	昭46建告第109号に適合		
	太陽光システム	<input checked="" type="checkbox"/>	スレート、ガルバリウム等	メーカー基準に合った施工を行う		
		<input checked="" type="checkbox"/>	該当あり	鎮止め、防風措置を適切に施工		
令第3章 第3節(木構造)	木材(令第41条)	<input checked="" type="checkbox"/>	JAS規格による	構造耐力上主要な部分は耐力上の欠点がないもの		
	土台及び基礎(令第42条)	<input checked="" type="checkbox"/>	土台の設置	寸法、樹種は当該箇面に記載		
		<input checked="" type="checkbox"/>	柱脚の固定方法			
	土台の固定方法	<input checked="" type="checkbox"/>	アンカーボルト(M12)	Zマーク表示金物又は同等認定品		
	柱の小径(令第43条)	<input checked="" type="checkbox"/>	105 × 105			
		<input checked="" type="checkbox"/>	有効縦長比(最大値)	150以下	横架材間距離は当該箇面に記載	
	柱断面の欠き取りの有無(1/3以上)	<input type="checkbox"/>	該当あり	補強方法は 添付		
		<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし			
	2階建てのすみ柱	<input checked="" type="checkbox"/>	適柱または同等の補強を行う			
	はり等の横架材(令第44条)	<input checked="" type="checkbox"/>	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込みなし			
	筋かい	<input checked="" type="checkbox"/>	45 × 90	Zマーク表示金物又は同等認定品		
		<input type="checkbox"/>	該当なし(耐力面材のみ)	筋かい、耐力面材の仕様は当該箇面に記載		
	欠き込み	<input type="checkbox"/>	該当あり	補強方法は 添付		
		<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし			
	構造耐力上必要な軸組(令第46条)主要な梁せい	<input checked="" type="checkbox"/>	105 × 150			
小径組	<input checked="" type="checkbox"/>	火打ちばりの設置	平28国告第691号に適合			
	<input checked="" type="checkbox"/>	振れ止めの設置				
床組	<input checked="" type="checkbox"/>	構造用合板厚さ	24			
継手・仕口(令第47条)	<input checked="" type="checkbox"/>	筋かいプレート(BP2等)				
令第3章 第3節(木構造)	耐力壁	<input checked="" type="checkbox"/>	かど金物(CP-L)等	当該箇面に記載		
		<input checked="" type="checkbox"/>	小径組の接合方法	垂木、小径束		
	防風措置等(令第49条)	<input checked="" type="checkbox"/>	横造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台	地面から1mの範囲で防風・防蟻処理を行う		
		<input type="checkbox"/>	該当あり	該当あり	令第62条の8の基準に従う	
	第(令第62条の8)補強CB壁	<input type="checkbox"/>	壁の高さ	H=1,200超	3.4m以下、径9mm以上の鉄筋を配置	
		<input type="checkbox"/>	控え壁	基礎の寸 35cm以上	基礎部分 壁面から高さ1/5以上突出したもの	
	構造方法、材料の種類	<input type="checkbox"/>	埋入れ深さ	30cm以上		
		<input type="checkbox"/>	H=1,200以下			
	壁の厚さ	<input type="checkbox"/>	150(2m以下100)以上			
		<input type="checkbox"/>	補強筋	壁頂及び基礎 → 縦 壁内縦筋80cmピッチ以下		
補強筋端部	<input type="checkbox"/>	壁の端部及び隅角部 → 縦	径9mm以上の鉄筋を使用			
	<input type="checkbox"/>	端部はかさ状に折り曲げ				
<input type="checkbox"/>	交差する筋筋にかき掛け					
<input type="checkbox"/>	該当なし					
防火構造 防火設備	延焼のおそれのある部分	<input checked="" type="checkbox"/>	屋根・外壁・軒裏	仕様、認定番号等は当該箇面に記載		
	<input checked="" type="checkbox"/>	他(基礎/パッキン、水切等)	金属製、防湿防水切りを使用			
居室の内装	使用建築材料	<input checked="" type="checkbox"/>	石綿・クロロヒリホス使用なし			
	内装材	<input checked="" type="checkbox"/>	集材材、PVC、接着剤等	全てF☆☆☆☆若しくは規制対象外の材料を使用		
居室の換気	天井裏等の措置	<input checked="" type="checkbox"/>	構造用合板、収納内部、PB等	全てF☆☆☆☆若しくは規制対象外の材料を使用		
	階段	<input checked="" type="checkbox"/>	階段及びその端部の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法	令第23条の基準に適合		
昇降機以外の 建築設備の 構造強度	建築設備の構造方法	<input type="checkbox"/>		H12建告第1388号第一一四号の基準に従う		
	給水管	<input checked="" type="checkbox"/>	給水装置の構造、材質	水道法第16条同施行令第6条の基準に従う		
ガス設備	排水管	<input checked="" type="checkbox"/>	排水設備の構造	下水道法10条第1項同施行令8条の基準に従う		
	給湯設備の転倒防止	<input checked="" type="checkbox"/>	給湯設備の構造	H12建告第1388号第五号の基準に従う		
ガス設備	都市ガス	<input type="checkbox"/>		平25国住指第4725号(技術的助言)		
	LPG	<input type="checkbox"/>		ガス事業法第162条の基準に従う		
<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし			ガス保安法(昭和26年法律第204号)第24条液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の2の各基準に従う		

(一財)宮城県建築住宅センターVer.2026.1.5

○お知らせ

～壁量計算における経過措置の終了～

- ・壁量計算、柱の小径などに関して、**一年間の経過措置**が設けられていたが、令和8年3月31日をもって終了となる。
- ・経過措置を適用した場合で、令和8年3月31日までに確認済証の交付を受けた物件であっても、**着工日が令和8年4月1日以降**となった場合は、経過措置の適用を受けることができない。
- ・経過措置を適用した建築物を令和8年4月1日以降に着工した場合、現行の基準に適合させる必要があるため、**変更の手続き(計画変更若しくは軽微な変更)**が必要となるため注意が必要。

ご清聴ありがとうございました

